# 久留米大学における研究者の行動規範

１．研究者の責任
　研究者は、自らの専門知識及び技術レベルの維持向上に努め、その専門知識、技術及び経験に基づき、研究成果を通じて、より豊かな人間社会の実現に貢献する責務を有する。
２．研究者の行動
　研究者は、研究活動の自立性が社会からの信頼と負託によって支えられていることを強く自覚して、誠実性と高潔性をもって行動する。また、研究成果の正確性や正当性の科学的証明に最善を尽くすと共に、自らの専門分野における研究者相互の評価に積極的に参加する。
３．自己研鑽
　研究者は、自己の専門知識や能力の維持向上に精進すると共に、科学技術と社会や自然環境との関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示せるように弛まぬ研鑽に努める。
４．説明と公開
　研究者は、自らの研究の意義や役割を積極的に公開し説明する。また、その研究による様々な影響や起こり得る変化を評価して、その結果を中立的かつ客観的に公表し、社会との積極的な対話に努める。
５．研究活動
　研究者は、自己の研究を進める過程においては、本規範の趣旨に基づき真摯に取り組み、研究・調査データの保存や取り扱いを厳格に行い、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行わない（加担しない）、また周りの者にさせない。
６．研究環境の整備
　研究者は、誠実な研究の実施と、不正行為の防止を可能とする公正な環境の確保に努め、研究者コミュニティや所属組織の研究環境の質的向上に取り組むと共に、これを達成するために社会からの理解と協力を得るべく努力する。
７．法令の遵守
　研究者は、研究の実施や研究費の使用等については、関係の法令や規則を遵守する。
８．研究対象等への配慮
　研究者は、研究に伴う協力者の人格及び人権を尊重する。また、動物等に対しては、真摯な態度で取り扱う。
９．他者との関係
　研究者は、他者の研究成果を適切に批判すると共に、自らの研究への批判に対しては謙虚で誠実な態度で意見を交換する。また、他者の知的成果等を正当に評価し、名誉を尊重し、知的財産権を侵害しない。
１０．差別の排除
　研究者は、研究、教育及び学会活動において、個人を人種、性、地位、思想、宗教等によって差別しない。
１１．利益相反
　研究者は、自己の研究、審査、評価、判断等において、個人と組織、または組織間の利益相反には十分に注意を払い、公共性にも配慮しながら適切な対応に努める。

（平成１９年７月制定）